

朝倉市防災行政無線 戸別受信機 Q & A

	質問	回答
1	戸別受信機とは何なのか？	朝倉市同報系防災行政無線の放送を宅内で聴取可能な受信機です。
2	戸別受信機で取得できる情報は何か？	当戸別受信機は防災行政無線専用となりますので、行政が発信する防災行政情報（主に避難情報やJアラート情報、火災情報、時報の音楽等）を聴取することができます。
3	全住民が必要とする防災情報を取得するための戸別受信機に、なぜ分担金が発生するのか？	情報の取得手段は防災行政無線以外にもテレビ、ラジオ、スマートフォン、パソコン、地域放送といったように多様化しており、防災行政無線は手段の一つとなっております。そのため、戸別受信機が必要ない方との平等化を図るために、受益者負担の考え方から分担金を徴収することになっています。
4	戸別受信機は返却が必要なのか？	戸別受信機が不要になった場合や、市外へ転出する場合は返却してもらいます。あわせて、返却届（様式第3号）を提出してもらいます。基本的に分担金はお返しいたしません。
5	有線放送に加入しているが、申請出来るか？	同じ放送が有線放送でも流れますが、申請は可能です。
6	1世帯に2台以上設置は出来るのか？	2台以上必要な理由が明白であれば可能ですが、分担金が台数分必要となります。口頭伝達等で補うことが出来る場合、2台以上の貸与は認めません。
7	2世帯住宅や同一敷地に二軒住まいの場合、1世帯とみなされるのか？	2世帯住宅等で実態（客観的事実）が別世帯として確認できる場合は、別世帯として取り扱います。
8	店舗や事業所でも貸与してもらえるのか？ 部署が多いので2台以上設置してもらえるか？	市内業者のみ貸与可能です。 館内放送や口頭伝達等で補うことが出来る場合、2台以上の貸与は認めません。
9	分担金はどうやって納めるのか？	戸別受信機設置後に納付書を郵送するので、指定機関の窓口にてお支払いください。
10	分担金以外に負担するものはあるのか？	家庭用電源を使用しますので、電気代は使用者にて負担していただきます。また、停電時用として内部に電池が入っており、1年に1回の交換を推奨しておりますので、電池の交換も負担していただく必要があります。

	質問	回答
11	減免を受けるのに、障がい者手帳や要介護者証の提示は必要かい？	庁内内部情報で確認するので必要ありません。
12	申請に印鑑は必要かい？	不要です。
13	世帯主に代わる代理申請は可能かい？	可能としますが、場合によっては世帯主に電話確認等を行います。代理人としては親族以外に、区会長・民生委員・介護支援者・成年後見人等の災害時に避難支援をする方を想定しています。
14	戸別受信機を設置の際に、立ち合いは必要かい？	必要です。受信環境によってはダイポールアンテナの設置が必要ですので、その場合は同意書に署名をいただきます。また、設置後は、設置確認書に署名をいただきます。
15	土砂災害（特別）警戒区域のすぐ近くに住んでいるが、減免対象とならないかい？	住居敷地の地番の筆が一部でも土砂災害（特別）警戒区域に被っていれば対象とします。（かつ、世帯全員が75歳以上の必要があります。）
16	電池は単3かい？	単1～3のいずれか2本必要です。
17	区で管理している自治公民館は、分担金減免の対象になるかい？	公共施設ではないため、減免対象としておりません。
18	戸別受信機は据え置きしておくだけかい？	可能であれば電波の受信を安定させるため、壁掛けで固定します。壁掛けが難しい場合、据え置きします。
19	自宅内に入ってほしくないのに、戸別受信機の受け取りだけでもよいかい？	基本的には推奨しません。通常、設置業者が現地調査を行ったうえで、最良の受信状況で設置を行います。場合によっては、アンテナ工事を行うこともあります。そのため、特段の事情がある方のみ、受け取りだけでも可能とします。ただし、受け取りだけの場合でも、分担金の納付は必要です。
20	現物を見れないかい？	防災交通課消防防災係の事務所で見るができます。
21	要介護4の祖母が施設に入所しているが、住所は自宅のままにしている。同一世帯とみなして分担金は免除されるかい？	実態が同一世帯でない場合は、免除となりません。
22	世帯ごと引っ越しをする場合、どうすればよいかい？	朝倉市外への転出の場合、戸別受信機を返却してもらいます。あわせて、返却届（様式第3号）を提出してください。 朝倉市内での転居の場合、受信の再設定が必要な場合がありますので、申請事項等変更届（様式第4号）を提出してください。